

平成27年12月定例会 県土整備委員会（事前）

平成27年11月26日（木）

〔委員会の概要 企業局関係〕

井川委員長

ただいまから、県土整備委員会を開会いたします。（10時34分）

直ちに、議事に入ります。

これより、当委員会の閉会中継続調査事件を議題といたします。

まず、企業局関係の調査を行います。

この際、企業局関係の12月定例会提出予定議案等について、理事者側から説明を願うとともに、報告事項があれば、これを受けることにいたします。

【提出予定議案】（資料①）

- 議案第15号 徳島県公営企業の設置等に関する条例の一部改正について

【報告事項】なし

酒池企業局長

12月定例会県議会に提出を予定しております、企業局関係の案件につきまして御説明させていただきます。お手元の県土整備委員会説明資料を御覧ください。

今回、御審議いただきます案件につきましては、「徳島県公営企業の設置等に関する条例の一部改正について」の1件でございます。

1 ページを御覧ください。

（1）改正の理由及び（2）改正の概要につきましては、国において電力の安定供給の確保や、事業者の事業機会の拡大などを目的として進められております、電力システム改革のための電気事業法の一部改正により、電気事業の類型が発電事業・送配電事業・小売電気事業の三つに見直されることに伴い、企業局の位置付けが、現行の卸供給事業者から発電事業者になるため、所要の整理を行うものでございます。

次に、（3）施行期日につきましては、改正電気事業法の施行日と同じ、平成28年4月1日としております。

以上で、12月定例会県議会に提出を予定しております企業局関係の案件の説明を終わらせていただきます。

御審議の程、よろしく願いいたします。

井川委員長

以上で、説明等は終わりました。

これより質疑に入りますが、事前委員会の質疑につきましては、提出予定議案に関連する質疑及び緊急を要する案件とする申合せがなされておりますので、御協力をよろしくお

願います。

それでは、質疑をどうぞ。

喜多委員

条例の改正ということでございますけれども、これによって県が影響を受けるというか、変わってくるということがあるのでしょうか。

大塚電気事業担当室長

ただいま、この条例改正によりまして県が変わることがあるかという御質問でございますが、企業局は改正電気事業法に対応して発電事業者になるわけなんですけれども、これに移行しますと、主に事務手続上におきまして、広域的運営推進機関への加入が義務付けられます。翌年度や今後10か年の発電計画の供給計画の提出が求められます。それと、国へ財務諸表等の提出が必要となるという、事務手続的なことはあるんですが、基本的には大きく変わることはないと考えております。

井川委員長

ほかに質疑はありませんか。

（「なし」と言う者あり）

それでは、これをもって質疑を終わります。

以上で、企業局関係の調査を終わります。

議事の都合により、休憩いたします。（10時37分）